

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の
公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年1月13日

奈良地方法務局
登記官 椿井 公二

記

| 1 手続番号 | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|---------------------|
| 1500-2023-0005 | 奈良県天理市山田町2738番3 |